

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	旧 新 A	旧 新 別
秩父市大滝字強石四八九四番一 地先から同市大滝字落合九〇五番二 地先まで	秩父市荒川白久字横幕一八五六番 一地先から同市大滝字落合九〇五 番二地先まで	区 間
一・二・六〇〇 七二・三〇	六・八四〇 一三二・二三	敷地の幅員 (メートル)
二二六六・一	七三八〇・〇	延長 (メートル)
	平成二十九年三月十七日付秩父市告 示第三十六号において、秩父市道大 滝幹線二十号として決定済	備 考